

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一
加古川市監査委員 北 本 敏
加古川市監査委員 藤 原 繁 樹
加古川市監査委員 井 上 恭 子

指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項並びに加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

令和3年4月1日から令和4年10月31日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
しろやま農業研修センター 管理運営協議会	加古川市立しろやま農業研修センター	農林水産課
農村環境改善センター 運営協議会	加古川市立農村環境改善センター	

2 監査の実施期間

令和4年12月16日から令和5年2月13日まで

3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

4 指定管理者等の概要

(1) 加古川市立しろやま農業研修センター

ア 指定管理者名 しろやま農業研修センター管理運営協議会

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 加古川市立しろやま農業研修センターの設置及び管理に関する条例
(昭和57年条例第33号)第3条に規定する業務

(イ) 研修センターの使用の許可に関する業務

(ウ) 研修センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) その他研修センターの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 加古川市立農村環境改善センター

ア 指定管理者名 農村環境改善センター運営協議会

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 加古川市立農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成
元年条例第1号）第3条に規定する業務

(イ) 農村センターの使用の許可に関する業務

(ウ) 農村センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) その他農村センターの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。